

決定事項	実施状況
<p>(3) 下請企業対策 下請取引オンライン・ネットワークシステムによる全国規模のあっせんの開始等下請取引あっせんの強化を行う。</p> <p>6. 雇用対策 雇用動向についての情報の収集、分析を迅速かつ確に行うとともに、失業を伴わない労働移動の円滑化を図り、併せて、雇用調整助成金の支給対象となる業種の指定基準の緩和に係る暫定措置を設け、業種指定を機動的に行うことにより、事業転換や能力向上のための教育訓練、出向、一時休業による雇用維持を図る。</p> <p>7. 生活ニーズの多様化への対応</p> <p>(1) 民生分野を中心とした新規需要の開拓 民生分野を中心とした新規需要の開拓に向け、最新の技術動向（例 マルチメディア技術、革新的合繊技術）を踏まえた製品、システムや新しいライフスタイルに対応した製品、サービスに係る潜在的ニーズの探究や将来展望の検討を行う。</p> <p>(2) 利用者の立場に立った行政の情報化等 利用者の立場に立った行政情報システムの整備等を目指し、国、地方公共団体等の情報関連機器の導入等を促進するため、各省庁会議等の機会を通じた情報化投資の促進の呼びかけ等を行う。</p>	<p>・下請取引あっせんの強化を図るため、下請取引オンライン・ネットワークシステムの運用を開始（10月16日）した。</p> <p>・雇用動向についての情報を収集し分析するため、業種別の雇用動向について業界団体から（8～9月、12月）、また、地域別の雇用動向について各都道府県が当該地域の主要業種の業界団体から（8月、10月、1月）ヒアリングを実施した。</p> <p>・各都道府県・労働省間での雇用情勢についての認識を高めるため、全国6ブロックにおける地域雇用動向緊急ブロック会議（10月）、全国会議（1月、2月）を開催した。</p> <p>・雇用調整助成金の業種指定基準を改正し、10月1日から1年間の暫定措置として、指定要件のうち雇用量に係る要件について、最近3か月の月平均値が前年同期比で「概ね5%以上減少」から「増加していない」に緩和した。この措置により、新たに117業種を対象業種として指定した（4月1日現在）。</p> <p>・失業を経ない労働移動の円滑化を図るため、出向に関連する企業情報の把握、提供及び情報交換等を行うための産業間協議会及び企業に対する合同説明会を全国、ブロックレベルでそれぞれ3回開催した。</p> <p>・民生分野を中心とした新規需要の開拓に向けた「モノ作りのこれからを語る懇談会」（1月22日提言とりまとめ）をはじめ各種研究会、懇談会を開催した。</p> <p>・「行政情報システム各省庁連絡会議」を開催し、総務庁より各省庁に対し、4年度予算の早期執行と庁費等情報関連支出の確保を要請した（9月8日）。</p>

決定事項	実施状況
<p>(3) 消費者信用の適切な活用 支払期限に係る条件の緩和等消費者信用の適切な活用策について早急に検討し、可能なものから速やかに実施する。</p> <p>(4) 集客努力による購買意欲の喚起 流通業の活性化、各種イベントの積極的活用等を通じて購買意欲の喚起を図る。</p>	<p>・通商産業省から、クレジット業界、百貨店業界及び通信販売業界に対し具体的な検討を要請した。これを受け、一部の会社で手数料のかからない一括払いの期限の延長や分割払いに係る手数料の無料化を実施した。</p> <p>・「ジャパンエキスポ」制度を活用した地方博の開催を促進し、その高い集客力により購買意欲の喚起を図る。</p>
<p>8. 輸入の促進</p> <p>(1) 外貿ターミナル等輸入インフラの整備を推進するとともに、輸入促進地域（フォーリン・アクセス・ゾーン）の整備を促進する。また、これと関連して総合保税地域制度の積極的な活用を図る。</p> <p>(2) 外国企業の対日輸出努力を支援するためのビジネス・サポーター・センターを設置する等日本貿易振興会の輸入促進機能の強化を図る。</p> <p>(3) 一層の輸入促進を図るための特別の措置として、日本開発銀行等の輸入体制整備融資及び日本輸出入銀行の製品輸入金融の金利の引下げを図る等輸入促進のための政策金融を拡充する。</p> <p>(4) 政府の施設等の整備に係る政府調達において、外国製品の輸入が行われるよう配慮する。</p> <p>(5) 市場アクセスの改善を図る観点から、OTTOの活動の充実を図る。</p>	<p>・横浜港、神戸港等45港において外貿ターミナルの整備を行うため、事業費約430億円を4年度補正により追加した（12月10日）。</p> <p>・輸入促進地域（フォーリン・アクセス・ゾーン）の整備については、大阪府、大阪市、神戸市、愛媛県、北九州市及び長崎県の6地域の地域輸入促進計画を承認した（3月24日）。</p> <p>・東京に「ビジネス・サポート・センター」を開設した（3月25日）。</p> <p>・日本開発銀行等の輸入体制整備融資、及び日本輸出入銀行の製品輸入金融の貸出金利を引き下げた（12月24日）。</p> <p>貸付金利：輸入体制整備融資（日本開発銀行） 4.1%（4月8日現在） 製品輸入金融（日本輸出入銀行） 4.04%（4月8日現在）</p> <p>・日本輸出入銀行の製品輸入金融の運用改善を実施した（10月1日）。</p> <p>・政府の施設等の整備に係る政府調達において、外国製品の輸入機会が拡大するよう、4年度補正で措置した（12月10日）。</p> <p>・OTTO諮問会議において、外国人事業者等からの問題提起に基づき、我が国の基準・認証制度等に関する問題の所在を明確化し、必要な対応を意見として取りまとめた（4月1</p>

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>9. 金融システムの安定性の確保</p> <p>金融機関に対し、従来以上の徹底した合理化努力を前提としつつ、金融システムの安定性の確保と資金の円滑な供給を図るべく金融機関自身が総力を挙げて取り組むよう要請するとともに、政府としても、以下のような対策を講ずることとする。</p> <p>(1) 金融機関の不良資産問題</p> <p>① 民間金融機関の協調による、担保不動産の流動化のための方策の検討を急ぎ、遅くとも年内に具体的成案を得る。</p> <p>② 金融をとりまく環境の変化を踏まえ、金融機関の不良資産の迅速かつ確な処理が図れるよう、税務上の取扱いについて実態に即した運用を行うとともに、国税当局の審理体制を整備する。</p> <p>③ 金融制度調査会における不良資産額の積極的な開示・公表の検討を踏まえ、本年度決算期より各金融機関が不良資産額のディスクロージャーを実施することを期待する。なお、今中間決算時点での不良資産額については、その概況を本年3月末時点と同様に取りまとめ、公表する。</p> <p>④ 住宅金融専門会社、ノンバンク等の個別問題については、その処理方針の早期確定と計画的・段階的処理に向けての関係者の一層の努力を要請する。</p> <p>(2) 金融機関の融資対応力の確保</p> <p>金融機関の融資対応力を確保し、資金の円滑な供給を図り、貸し渋りという事態が生じることのないよう、以下のような対策を講ずる。なお、これらの措置により、平成5年3月末のBIS自己資本比率最終基準（8%以上）への対応が可能となるもの</p>	<p>2日)。</p> <p>・10月30日、買取会社の設立骨子が発表され、1月27日、株式会社共同債権買取機構が設置された。</p> <p>・3月期の買取価格4,521億円（買取対象債権6,817億円）が公表された（3月31日）。</p> <p>・ノンバンク等の再建支援措置に係る税務上の取扱いについての事前照会を迅速かつ確に処理するため、国税庁にプロジェクトチームを設ける等審理体制を整備した（9月8日）。</p> <p>・不良債権につき、その実態に応じた償却が可能となるよう、債権償却特別勘定の設定について通達を发出した（9月18日）。</p> <p>・4年度中間決算時点での不良資産額の概況を公表した（10月30日）。</p> <p>・金融制度調査会作業部会中間報告（12月2日）を踏まえ、3月期より個々の銀行がディスクロージャーを実施する予定。</p> <p>・要請済。</p>

決 定 事 項

実 施 状 況

と考えられる。

① 永久劣後債及び強制転換権付劣後転換社債などの導入が行われているところであるが、今後とも、永久劣後ローンなどの新たな自己資本充実手段の拡充を図る。

② 債権の流動化の手段について、新たに信託方式を活用するなど一層の多様化に努める。

(3) 金融制度改革の実施

金融機関が自主的な判断に基づき選択した経営路線に従って、経営上の創意工夫を発揮し、自らの特性をいかしつつ、金融環境の変化に対応した業務の展開を行えるよう、先般成立した金融制度改革法の着実かつ円滑な実施を図る。

10. 証券市場の活性化等

証券市場が企業の長期資金の調達及び国民の資産形成の場として本来の機能を果たせるよう、安定的で活力ある市場の確立に向けて、以下のような株式運用規制の緩和等の対策を講じ、個人及び機関投資家等の株式市場への参加を促進する。

(1) 株式運用規制の見直し

① 公的資金（郵貯、簡保等）による簡易保険福祉事業団等を通じる単独運用指定金銭信託（指定単）への運用について、その株式組入れ比率の制限を設けない新たな指定単を設けるとともに、財政投融资計画の資金運用事業の資金に1兆1,200億円の追加を行う。

これに4年度財政投融资計画に資金運用事業として計上されている分から設定されるものを併せ、新たな指定単へ運用される額は2兆8,200億円となる。

・9月末に最初の永久劣後ローンが実行された。
・円建永久劣後債の発行、優先株についての具体的検討等について公表した（2月8日）。

・3月中旬に最初の円建永久劣後債が発行された。
・「協同組織金融機関の優先出資に関する法律案」を今国会に提出した（3月15日）。
・一般貸付債権信託を導入した（12月1日）。

・金融制度改革実施の概要を新聞発表した（12月17日）。
・関連政省令を公布した（3月3日）。
・金融制度改革法を施行した（4月1日）。

・昨年9月末までに、4年度財政投融资計画に資金運用事業として計上されている分から、簡易保険福祉事業団等を通じ、株式組入れ比率の制限を設けない新たな指定単により、以下のとおり合計1兆7,000億円の運用が開始されている。

簡易保険福祉事業団を通じるもの（郵貯、簡保）	13,500億円
年金福祉事業団を通じるもの（年金）	3,500億円
合 計	17,000億円

・上記に加えて、新たな指定単へ運用するため、補正予算において財政投融资計画の資金運用事業に、以下のとおり合計1兆1,200億円が追加され、1月までにその運用が開

決 定 事 項	実 施 状 況						
<p>② 貸付信託の運用対象に株式を追加する。</p> <p>③ 実績配当型金銭信託（株式組入れ限度20%）の創設を早期に実現する。</p> <p>(2) 政府保有株式の売却の凍結等 日本電信電話株式会社株式について、平成4年度と平成5年度の2年間、売却を凍結する。また、東日本旅客鉄道株式会社株式及び日本たばこ産業株式会社株式については、平成4年度は売却を見送る。</p> <p>(3) 個人投資家の長期的で安定的な株式投資の促進</p> <p>① 個人投資家の長期的で安定的な株式保有を促進するため、長期保有に適した株式投資信託の商品開発等を推進する。</p> <p>② 従業員持株制度の一層の促進を図るため、制度運用を弾力化する。</p> <p>③ 株式の投資単位の引下げを促進するため、発行企業に対し単位のくくり直しや株式分割を要請するとともに、株式累積投資制度等単位株未滿の株式投資が可能となるような方策を速やかに検討する。</p> <p>④ 本年4月に実施された利益配分ルール等を踏まえつつ、発行企業に対し引き続き配当性向の引上げ等を要請する。</p>	<p>始されている。</p> <table border="0"> <tr> <td>簡易保険福祉事業団を通じるもの（郵貯、簡保）</td> <td>9,200億円</td> </tr> <tr> <td>年金福祉事業団を通じるもの（年金）</td> <td>2,000億円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>11,200億円</td> </tr> </table> <p>・貸付信託の運用対象に株式を追加する通達を发出した（9月7日）。</p> <p>・実績配当型金銭信託を創設した（11月4日）。</p> <p>・日本電信電話株式会社株式について、平成4年度と平成5年度の2年間、売却を凍結することとした（8月25日）。</p> <p>・東日本旅客鉄道株式会社株式及び日本たばこ産業株式会社株式についても平成4年度の売却を見送ることとした（8月28日）。</p> <p>・（社）証券投資信託協会において、業界統一商品として長期保有に適した株式投信（L F（長期保有型株式投信））を開発した。3月に投信会社17社が募集し、合計1,316億円が設定されている。</p> <p>・従業員持株制度について、拠出金変更、入会を随時認める等、その運用を弾力化し（11月）、1月より実施している。</p> <p>（投資単位の引き下げ）</p> <p>・東京証券取引所において、大幅な株式分割等により株式投資者層の拡大等に貢献していると認められる上場会社を表彰する制度を創設し、第1回目の表彰を9月14日に実施した。</p> <p>・証券取引所において、大幅な株式分割等により投資単位の引き下げを行った会社に対し、上場基準等における優遇措置の拡充を4月1日より実施している。</p> <p>・大蔵省から、（社）経済団体連合会の資本対策委員会等の場において企業に対し要請している。</p> <p>（株式累積投資制度）</p> <p>・株式累積投資制度を創設した（11月）。現在、8証券会社が投資家へ販売を実施中。</p> <p>・大蔵省から、（社）経済団体連合会の資本対策委員会等の場において企業に対し要請している。</p>	簡易保険福祉事業団を通じるもの（郵貯、簡保）	9,200億円	年金福祉事業団を通じるもの（年金）	2,000億円	合 計	11,200億円
簡易保険福祉事業団を通じるもの（郵貯、簡保）	9,200億円						
年金福祉事業団を通じるもの（年金）	2,000億円						
合 計	11,200億円						

決定事項

実施状況

(4) 企業の資金調達環境の整備

① 社債発行限度規制の撤廃、受託制度の見直し等を柱とする社債関連法の改正法案を次期通常国会に提出すべく検討を進める等引き続き社債市場における諸規制、諸慣行の見直し、撤廃を図る。

② 公正で円滑な株式公開の仕組みを確保するため、東京証券取引所、日本証券業協会における検討状況も踏まえ、株式公開制度の見直しを行う。

③ 自己株式の取得及び保有に関する規制の見直しについて、商法をはじめ幅広い観点からの検討を促進する。

(5) 証券会社の適正な投資勧誘の推進

証券市場への円滑な資金供給を図る観点から、日本証券業協会を中心に、法令等についての照会制度の導入等により証券営業に関するガイドラインの充実、周知徹底を図り、証券会社の適正な投資勧誘の円滑な推進を図る。

(6) 金融機関による安易な益出しの抑制等

金融機関に対し、決算対策のための安易な益出しの抑制を要請し、併せて配当性向基準の適用の一時停止等の措置を講ずる。

(7) 先物取引の在り方の検討

現物・先物両市場の健全な発展を図る観点から、先物取引等に関し、市場管理、取引制度、商品性の在り方等について幅広く関係者の意見を聴きつつ検討する。

・社債発行限度規制の撤廃、受託制度の見直し等を柱とする社債関連法の改正を含む「商法等の一部を改正する法律案」を今国会に提出したところである（3月9日）。

また、公募債の適債基準及び商品性について、早急に自由化、多様化を実現することを基本とし、着実な緩和措置を講ずるとともに、公募・私募の適正なバランスに配慮しつつ、社債市場の円滑な機能発揮を確保する等の観点から、改正証券取引法（4月1日施行）の下での私募債市場の整備を行ったところである。

なお、以上のような社債市場における諸規制、諸慣行の見直し、撤廃の着実な推進等を背景に、現下の金融情勢等の下、国内社債発行市場が活発化しつつある。

・より公正で円滑な株式公開が行われるよう、東京証券取引所、日本証券業協会等において、市場の状況に沿った弾力的な公開価格の決定方法の導入や、公開日程の短縮等を実施した（12月）。

・自己株式の取得及び保有規制の見直しについては、法制審議会における審議に基づき、法務省において問題点を取りまとめ、これについて、本年2月、関係各界に対して意見照会を行ったところであるが、その回答を得て、次期通常国会までに結論が出せるよう努力する。

・日本証券業協会において、「営業ルール照会制度」が実施されている（11月）。

・金融機関による安易な益出しの抑制について、文書により各金融機関に要請するとともに、配当性向基準の適用を一時停止した（8月21日）。4年度本決算についてもこれらの措置の趣旨を継続。

・大蔵省において、市場管理、取引制度、商品性等先物取引のあり方全般にわたり改善の基本的方向を取りまとめ、これに沿って具体的措置をとるよう関係者に要請した（12月22日）。これを受けて、現在証券取引所等において具体案を検討中。

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>(8) 証券関連税制の検討 証券関連の税制については、以上の諸措置及び税財政全体の関連を踏まえ、平成5年度税制改正の過程において検討する。</p> <p>11. 金融政策の機動的運営 内外経済動向及び国際通貨情勢等を注視しつつ、金融政策の適切かつ機動的な運営を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・株式市場の活性化を図る観点から、株式の投資単位の引下げを促進するため、5年度税制改正において、1株を2株以上に分割する株式分割又は一単位の株式の数の変更（単位のくくり直し）によって上場会社等が発行する株券について、2年間に限り、印紙税を非課税とする特例措置を講じた。 ・利子・株式等譲渡益課税については、政府税調の「5年度答申」で「当調査会としては現行の課税方法の基本的な仕組みについては、当面これを維持することが適当である」とされた。政府としては、この答申の趣旨を踏まえ、現行の課税方法の基本的仕組みを維持することとした。 ・日本銀行は、2月4日に公定歩合を0.75%引き下げ、2.5%とした。